

# 平成28年度の国民年金保険料は 月額16,260円です

4月から、国民年金保険料が16,260円に変わります。  
支払方法により、保険料が安くなることがありますので、早割や前納をご利用ください。

## ●納付書による前納

日本年金機構から、1年前納（4月～翌3月分）と6ヶ月前納（4月～9月分、10月～翌3月分）の納付書が、4月上旬に送付されますので、金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。

各月用の納付書も同封されていますので、重複して納付しないようご注意ください。  
※年度途中からの前納もできますので、希望する方は年金事務所へお問い合わせください。

## ●口座振替による前納

口座振替では、1年前納と6ヶ月前納、早割（当月末振替）や2年前納（4月～翌々年3月分）を利用できます。

口座振替を希望する方は、基礎年金番号がわかるものと通帳、届け出印を持参のうえ、金融機関（郵便局を含む）で手続きをお願いします。  
※口座振替による平成28年4月分からの前納のお申込は終了しました。  
※口座振替が開始されるまで2ヶ月程かかりますので、お早めにお申込ください。



平成28年度国民年金保険料

	口座振替による納付 【割引額】	納付書による納付 【割引額】
毎月納付 (翌月末振替)	16,260円 【-】	16,260円 【-】
早割 (当月末振替)	16,210円 【50円】	-
半年前納	96,450円 【1,110円】	96,770円 【790円】
1年前納	191,030円 【4,090円】	191,660円 【3,460円】
2年前納	377,310円 【15,690円】	-

**関千葉年金事務所**  
☎043(242)6320  
**佐原年金事務所**  
☎0478(54)1442  
**住民課国保年金班**  
☎(84)1214

## 国民年金保険料学生納付特例制度

学生納付特例制度とは、所得の少ない学生が申請すると保険料の納付が猶予される制度です。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保できます。

### ●対象者

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校等に在学し、前年所得が基準以下の方または退職（失業）等の理由がある方  
【所得の目安】  
118万円＋（扶養親族の数×38万円）以下

※対象とならない学校もあります。

### ●申請期間

4月から、平成28年度分の受付を開始します。承認された場合は、4月から平成29年3月までの納付が猶予されます。

また過去に納め忘れがある場合は、2年1ヶ月までさかのぼって申請できます。

### ●必要なもの

①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの

②学生証（コピー可）または在学証明書

③印かん

④退職（失業）した方は雇用保険被保険者離職票等の書類

### ●注意点

学生納付特例が承認された期間は、年金を受給するために必要な期間（受給資格期間）に算入されませんが、年金額には反映されません。この期間を10年以内に納付（追納）すると、年金額に反映されます。

**関千葉年金事務所**  
☎(84)1214

